

町の人事行政運営状況

問い合わせ先 役場総務課行政係 ☎62-2111 内線 204, 205

お知らせします

行政運営の公平性と透明性をより高めるため町職員の任用や給与、勤務条件、福祉などの人事行政の運営状況について、町の皆さんに一層ご理解をいただくようそのあらましを紹介しします

1 職員の任免及び人数の状況

区 分	平成19年度末の職員数	平成20年度中			平成20年度末の職員数
		採用	異動	退職	
行政職	118人	3人	±0人	8人	113人
議会事務局	2人	0人	0人	0人	2人
町長部局	87人	3人	△1人	6人	83人
教育委員会	22人	0人	△1人	1人	20人
選挙管理委員会	1人	0人	0人	0人	1人
農業委員会	2人	0人	1人	1人	2人
水道事業所	4人	0人	1人	0人	5人
医療職（保健師・准看護師）	8人	0人	0人	1人	7人
福祉職（保育士）	22人	0人	0人	3人	19人
労務職（用務員ほか）	9人	0人	0人	0人	9人
町長部局	2人	0人	0人	0人	2人
教育委員会	7人	0人	0人	0人	7人
合 計	157人	3人	±0人	12人	148人

2 職員の給与の状況

(1) 1人当たりの支給額 (平成20年4月1日現在)

区 分	行政職	医療職	福祉職	労務職
平均給料月額	311,523円	335,343円	368,082円	314,922円
合 計	321,007円			

(2) 初任給基準

区 分	大卒	短大卒	高卒	中卒
行政職	161,600円	149,800円	140,100円	
医療職（保健師）	201,100円			
医療職（栄養士）	180,500円	159,000円		
医療職（准看護師）	准看護師養成所卒 153,300円			
福祉職（保育士）		161,600円		
労務職（技能職員）			137,200円	129,200円
労務職（甲）	経験年数などにより 137,200～211,700円			
労務職（乙）	経験年数などにより 121,600～203,000円			

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区 分	勤務時間など
勤務を要する曜日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間（祝日法による休日と12月29日から翌年1月3日までを除く）
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分までの休憩時間を除いた実働8時間勤務
1週間当たりの勤務時間	40時間（8時間×5日間）
年間総勤務時間	2,080時間勤務（40時間×52週間）

(2) 休暇制度(平成20年1月1日～12月31日)

主な休暇の種類		休暇日数など	取得件数
有給休暇 特別休暇	病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ない場合 3カ月以内（ただし、公務災害と結核性および精神性疾患の場合を除く）	15件
	年次休暇	全職員に対し、1年につき20日間付与	平均9.8日
	結婚休暇	結婚の日の2日前から結婚の日以後1カ月の期間内における連続する7日の範囲内の期間	2件
	産前休暇	出産予定日前6週間	4件
	産後休暇	出産の翌日から8週間	4件
	育児時間休暇	1日2回各1時間	1件
	看護休暇	1年につき5日の範囲内の期間	1件
	妻の出産休暇	町長が定める期間内の2日の範囲内の期間	1件
	親族死亡休暇	親族により1日から10日の期間	15件
	火災復旧休暇	7日の範囲内の期間	1件
夏季休暇	1年につき3日間付与	平均2.8日	

4 職員のサービスの状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、服務規律の順守に努めています。

区 分	内 容
法令などや上司の職務上の命令に従う義務	職員は法令などに従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は、信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間と職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、職務に専念しなければならない。
政治的行為の制限	職員は、政治活動をしてはならない。
争議行為等の禁止	職員は、ストライキをしてはならない。
営利企業等の従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならない。

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分

平成20年度は、心身の故障により1人が休職処分を受けています。

(2) 懲戒処分

平成20年度は、道路交通法違反による戒告処分を1人、信用失墜行為による減給処分を1人、計2人が受けています。

6 職員研修と勤務成績の評定状況

(1) 職員研修の実施状況

研修区分	受講者数	研修内容など
研修所研修	33人	自治大学校など
各種専門研修	28人	法規事務など
職場内研修	241人	メンタルヘルス研修など
合 計	302人	

(2) 勤務成績の評定状況

評定の時期	評定結果		
	成績良好	成績不良	合計
平成21年1月	154人	2人	156人

※育児休業者は除外しています

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況

区 分	受診者数
循環器検診	159人
胃がん検診	90人
婦人科検診	42人
合 計	291人

(2) 公務災害補償制度

加入団体	災害件数
地方公務員災害補償基金岩手支部	1件

8 公平委員会に係る業務の状況

平成20年度において、勤務条件に関する措置の要求や不利益処分に関する不服申立てなどはありませんでした。

農地パトロールを実施中！

町農業委員会事務局

事務局 ☎62-2111 内線 311, 313

町農業委員会は8月から、関係機関と連携し、農地の無断転用や不法投棄防止のための農地のパトロールを行っています。パトロールは8月から10月まで毎月実施。町農業委員と町農林環境課、JA新いわて、県農業改良普及センターの職員が担当地区を巡回しています。パトロールの結果は、違反転用の有無や遊休農地の確認状況を記入した「農地パトロール報告書」として事務局に提出。農地利用集積の相談や遊休農地解消に役立てられます。町の皆さんの理解と協力をよろしく願います。



違反転用を防止し 遊休農地をなくしましょう！

近年、山間部を中心に耕作不適地の農地の荒廃が目立ちます。農地や周辺環境の適正管理、国の新しい施策に対応するため、今後は、農家の皆さんと関係機関とが一層連携し、耕作放棄地ゼロを目指す必要があります。ともに違反転用を防止し遊休農地をなくしましょう。

町農業委員会 福島昭士会長



「あんずの里の夏祭り」特別養護老人ホーム「あんずの里」毎年恒例の夏祭りが開催され、水堀保育所の園児たちをはじめ地元からも大勢の人々が参加。楽しい歌や踊りが披露されるなど、大いににぎわいました。（8月8日、あんずの里）



「さらなる飛躍を誓う」スポーツ合宿のため来町した明治大・早稲田両大のホッケー部主将が、帰京を前に民部田幾夫町長を表敬訪問。「よい環境で充実した合宿ができた」とお礼の言葉を述べ、さらなる飛躍を誓いました。写真は、早稲田大・坂田洋平主将（右）、明治大・遠藤佑矢主将（左から2人目、明治大ホッケー部OB・藤原徳治さん（24歳、下大町）（左端）（8月11日、役場町長室）